三豊市成年後見制度
利用促進基本計画

三豊市

平成３１年　３月

《元号に関する標記上の注意点》現時点では、新元号が定められていないため、平成３１年度以降の元号についても「平成」を使用しています。新元号が定められた際は、読替をお願いします。

はじめに

全国的に多くの地方自治体が深刻な人口減少に直面し、認知症高齢者の増加や単独世帯高齢者の増加が見込まれる中、家族構成や地域社会の変容に合わせ、住み慣れた地域で安心して生活できる新たな仕組みが必要となっています。平成１２年に施行された成年後見制度は、認知症や障害などにより、自らの意思決定や契約行為、財産管理等が難しい方が不利益を受けることがないよう、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するというものです。

今後、高齢化が更に進行することを考えると、成年後見制度に対する需要は一層高まるものと思われますが、本制度の利用者数は、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ないのが現状であります。そこで、平成２８年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、本制度の利用の促進を図るため、必要な体制を整備することが定められました。三豊市においては、平成３０年１０月に三豊市成年後見制度利用促進審議会を設置し、本計画の策定に至ったところであります。本市は、市民、地域、司法、そして行政を含む関係機関による地域連携ネットワークの構築を進めることで、成年後見制度を必要とされる方を適切に支援し、認知症になっても、障害があっても安心して生活できるまちづくりに努めてまいります。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご協力を賜りました三豊市成年後見制度利用促進審議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様、また、関係機関の皆様方に心から御礼申し上げます。

平成３１年３月

三豊市長　山下昭史

目　次

１．基本計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
２．基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（１）基本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（２）基本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（３）計画策定のための取り組み及び体制・・・・・・・・・・・・　７
３．成年後見制度利用に関する現状と課題・・・・・・・・・・・・・・　７
４．成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方・・・・　１２
（１）目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（２）基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
①地域連携ネットワークの三つの役割・・・・・・・・・・・　１５
ア）権利擁護支援の必要な人の発見・支援・・・・・・・　１５
イ）早期の段階からの相談・対応体制の整備・・・・・・　１５
ウ）意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の
運用に資する支援体制の構築・・・・・・・・・・・・　１５
②地域連携ネットワークの基本的仕組み・・・・・・・・・・　１５
ア）本人を後見人とともに支える「チーム」による対応・　１５
イ）地域における「協議会」等の体制作り・・・・・・・　１６
③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性・・・・　１６
④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的
機能等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
ア）広報機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
イ）相談機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
ウ）成年後見制度利用促進機能・・・・・・・・・・・・・　１７
エ）後見人支援機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
オ）不正防止効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
⑤中核機関の設置・運営形態・・・・・・・・・・・・・・・　２０
ア）設置の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
イ）設置の主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
ウ）運営の主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
５．成年後見市長申立と利用助成の実施・・・・・・・・・・・・・・　２０
６．三豊市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について・　２１
（参考）三豊市における中核機関の運営主体と機能等について・・・・　２２

資料編

１．主な用語等解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２４

２．成年後見制度の利用の促進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・ ２９

３．三豊市成年後見制踊用促進審議会設置条例・・・・・・・・・・・・ ３５

４．三豊市成年後見制度利用促進審議会　委員・・・・・・・・・・・・ ３７

５．成年後見関係事件の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３８

１．基本計画の目的

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

２．基本計画の概要

（１）基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）第１４条第１項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は関連計画である「三豊市地域福祉計画」（平成 30 年度から平成 34 年度）と一体的に連動して取り組み、「三豊市高齢者福祉計画・第７期介護保険計画」（計画期間：平成 30 年度から平成 32 年度）、「第５期三豊市障害者福祉計画」（計画期間：平成 30 年度から平成 32 年度）とその他関連計画との整合、連携を図ります。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）」抜粋

（市町村の講ずる措置）

第十四条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、<u>当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める</u>とともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（２）基本計画の期間

今回策定する基本計画は平成３１（２０１９）年度から平成３４（２０２２）年度までの４か年です。

今後、高齢者福祉計画、障害者福祉計画及び地域福祉計画の見直しに伴い、本計画を該当する部分に統合していく予定です。

【今後のスケジュール】

<table>
<tr><td>年度</td><td>H30(2018)</td><td>H31(2019)</td><td>H32(2020)</td><td>H33(2021)</td><td>H34(2022)</td><td>H35(2023)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">計画</td><td colspan="3">高齢者福祉計画・障害者福祉計画</td><td colspan="3">次期計画</td></tr>
<tr><td colspan="5">地域福祉計画</td><td>次期計画</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">成年後見制度利用促進基本計画</td><td></td></tr>
</table>

（３）計画策定のための取り組み及び体制

平成 29 年 10 月に成年後見制度利用促進審議会設置準備会を設置、さらに平成３０年１０月には三豊市成年後見制度利用促進審議会を設置し、学識経験者、医療・福祉関係者・司法関係者・市民等より基本計画策定に関し審議を重ねました。また、平成 31 年 1 月には意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

３．成年後見制度利用に関する現状と課題

人口減少と少子高齢化が本市でも着実に進行しており、平成３７（２０２５）年には団塊の世代が後期高齢者（７５歳以上）となることが見込まれていることから、高齢者に関する課題は今後も本市が地域と取組む生活課題の一つであると考えられます。第３期三豊市地域福祉計画策定にあたり、三豊市に居住する一般市民を対象とするアンケート調査を実施しました。その中で、成年後見制度、日常生活自立支援事業について尋ねたところ、「制度の名称は知っているが内容は知らない」が５割弱を占めており、「初めて知った」も３割弱を占めており、制度が浸透していないことがうかがえます。その他、日頃何とかしなければならないと思っていることについては、「独居高齢者や夫婦のみ

世帯のくらしの問題」が１位、「病気・認知症等の高齢者がいる世帯の問題」が第２位となっており、高齢者に関する課題が上位２項目を占めています。

「第３期三豊市地域福祉計画」　一部抜粋

成年後見制度*、日常生活自立支援事業*について尋ねたところ、「制度の名称は知っているが内容は知らない」が５割弱を占めており、「初めて知った」も３割弱を占めています。制度が浸透していないことがうかがえます。

■成年後見制度、日常生活自立支援事業について■

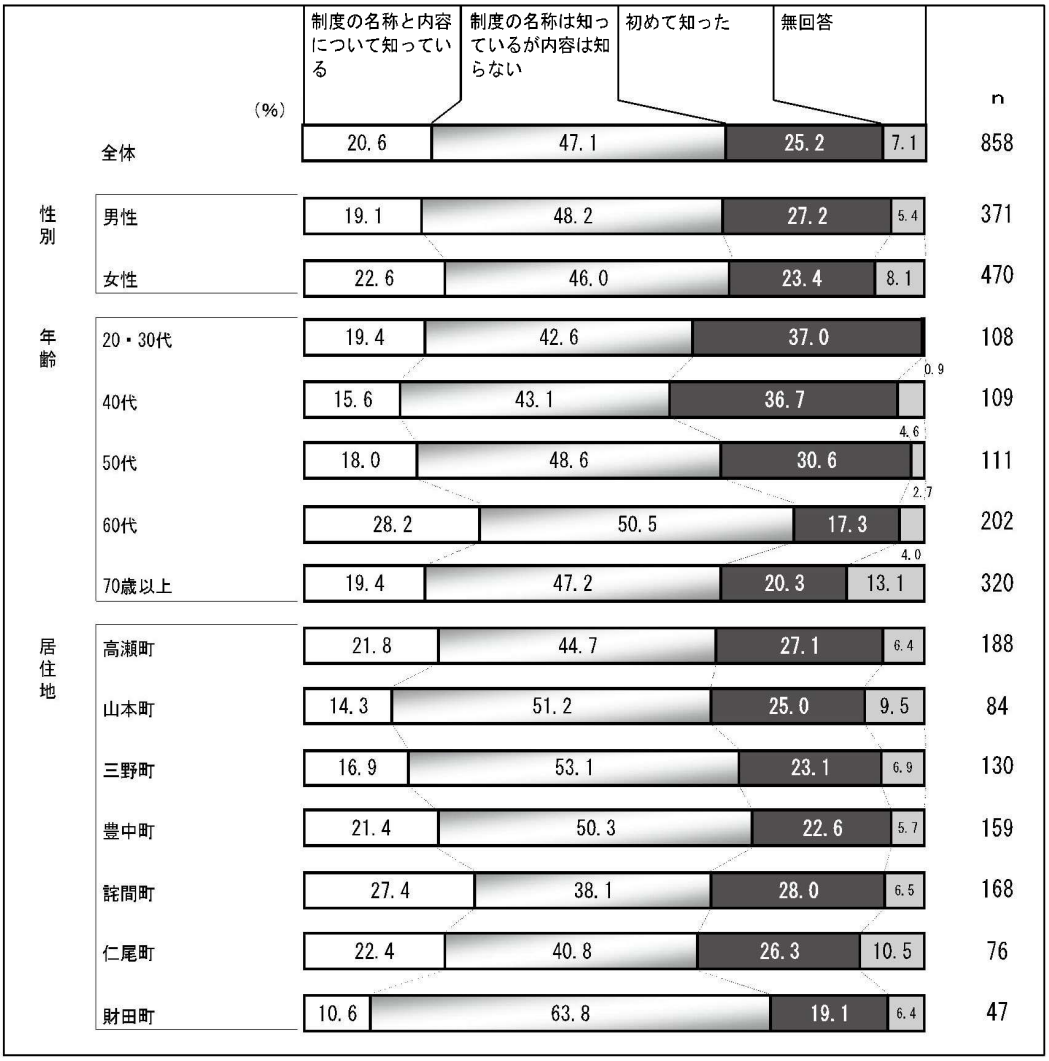

（参考資料）

三豊市地域包括支援センターへの成年後見制度に関する相談件数

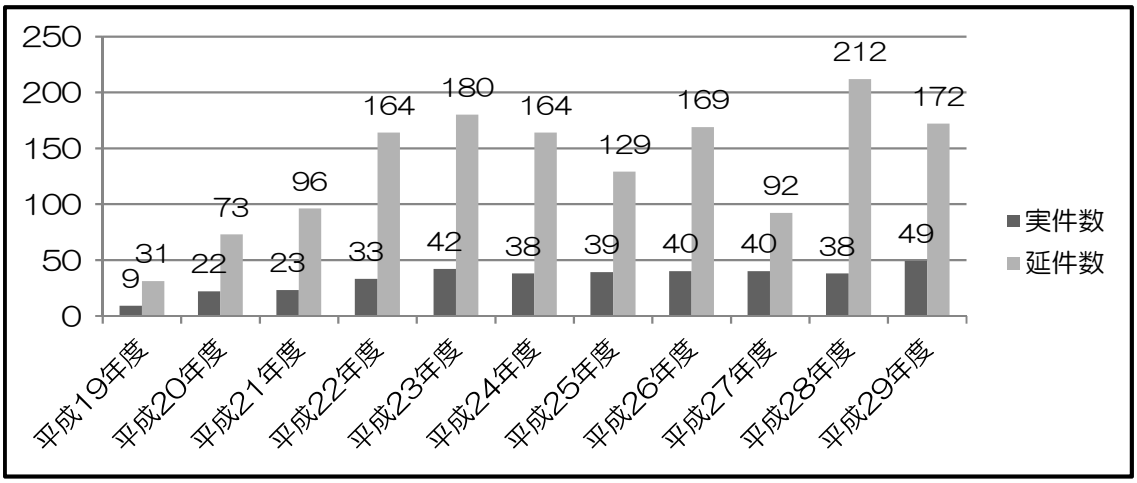

三豊市における市長申立件数

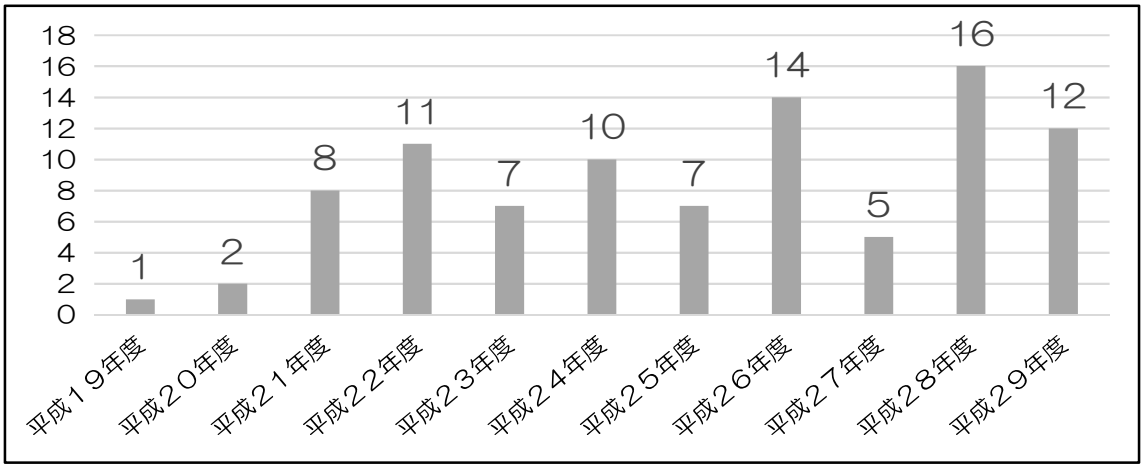

三豊市における成年後見市長申立の状況（平成１９年度～平成２９年度：計 93 件）

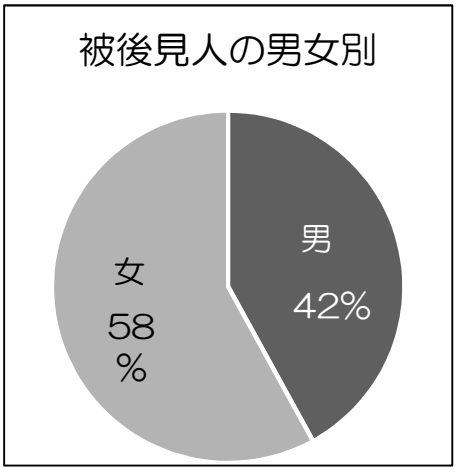

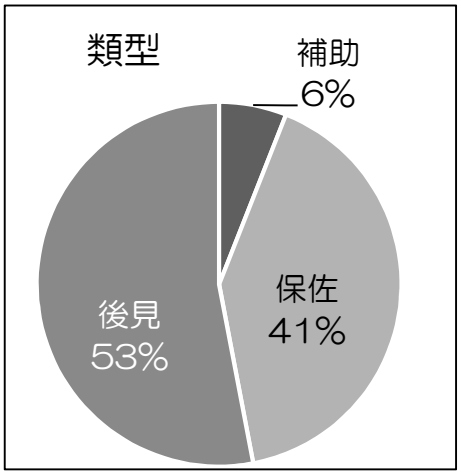

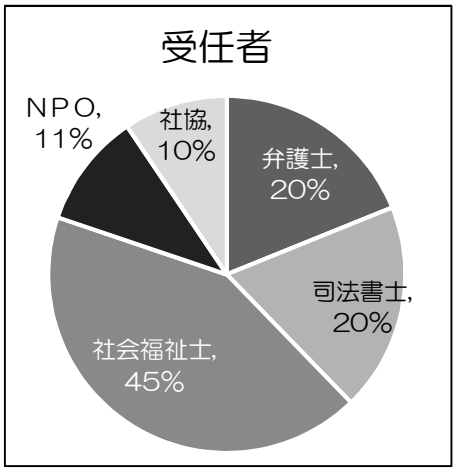

＊複数での受任があるため、合計が 100%を超える。

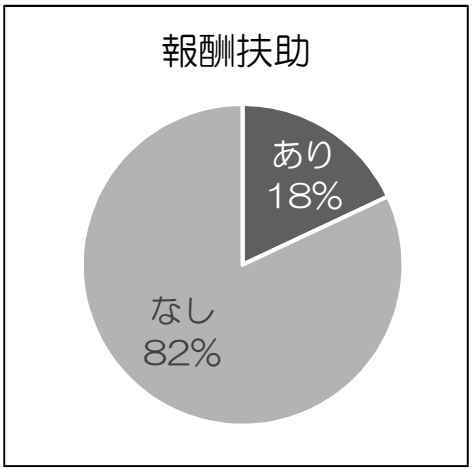

＊成年後見制度利用支援事業によるもの

三豊市社会福祉協議会における日常生活自立支援事業契約及び法人後見受任状況

（平成 20 年４月～平成 30 年 10 月累計）

内容	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	合計
事業契約	54	27	21	14	116
法人後見	7	6	1（発達障害）	0	14

（単位：件数）

「成年後見制度利用促進基本計画（平成２９年３月２４日 閣議決定）」一部抜粋

（Ｐ１～Ｐ３）

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の 権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものである。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。

また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約等が最も多く、 次いで介護保険契約（施設入所）のためとなっており、さらに、後見・保佐・ 補助と３つの類型がある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約８０％を 占めている。これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれる。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている。さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされている。

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある①ノーマライゼーション ※1、②自己決定権の尊重 ※2の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきである。さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があり、今後一層、③身上の保護の重視 ※3の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきである。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

※１成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

※２障害者の権利に関する条約第１２条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

※３本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

４．成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方

（１）目標

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行う。

「成年後見制度利用促進基本計画（平成２９年３月２４日 閣議決定）」一部抜粋
（Ｐ３～Ｐ２２）

２ 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

（２）今後の施策の目標等

①今後の施策の目標

イ）全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a)権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

(b)担い手の育成

３ 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

（２）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①地域連携ネットワークの三つの役割

上記２（２）①イ）の目標を達成するため、各地域において、以下の 三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築する必要がある。

ア）権利擁護支援の必要な人の発見・支援

イ）早期の段階からの相談・対応体制の整備

ウ）意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築が進められるべきである。

ア）本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

イ）地域における「協議会」等の体制づくり

③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

ア）広報機能

イ）相談機能

ウ）成年後見制度利用促進機能

(a)受任者調整（マッチング）等の支援

(b)担い手の育成・活動の促進

(c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

エ）後見人支援機能

オ）不正防止効果

⑤中核機関の設置・運営形態

ア）設置の区域

イ）設置の主体

ウ）運営の主体

エ）設置・運営に向けた関係機関の協力

⑥優先して整備すべき機能等

（３）不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

（４）制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

○ 促進法第２３条第１項（第 14 条１項）において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。

○ 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。

・ 上記（２）①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。

・ 上記（２）②のチームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。

・ 上記（２）④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
・ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

（５）国、地方公共団体、関係団体等の役割

①市町村

○ 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。

○ 市町村は、上記（２）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。

○ また、市町村は、促進法第２３条第２項（第 14 条 2 項）において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。

○市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。

○ なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

（２）基本的な考え方

地域連携ネットワークと中核機関について

①地域連携ネットワークの三つの役割

ア） 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ） 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

ウ） 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

ア）本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。具体的には、「地域ケア個別会議」などのケース会議のメンバーを「チーム」と位置づけ、権利擁護支援を行います。

イ）地域における「協議会」等の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

具体的には、「地域ケア推進会議」を「協議会」と位置づけ、チームをバックアップする体制整備を図ります。

③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられます。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能の４つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、オ）不正防止効果にも配慮します。なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整します。既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、今後、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成等を担う「権利擁護支援センター」（仮称）の設置をすすめる等、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、柔軟に実施、整備を進めていきます。

ア）広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であること

の認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意します。

イ）相談機能

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行います。その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮します。

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町区域を超えた広域対応についても検討します。

ウ）成年後見制度利用促進機能

(a)受任者調整（マッチング）等の支援

〇親族後見人候補者の支援

後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

〇市民後見人候補者等の支援

市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。

○受任者調整（マッチング）等

中核機関は、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）及び法人後見を行える法人と連携するとともに今後養成された市民後見人候補者の名簿を整備することにより円滑に人選を行います。また、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

○家庭裁判所との連携

中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から家庭裁判所と連携します。また、家庭裁判所には審議会にオブザーバーとして参加していただき、地域連携ネットワークを充実させていく中で見えてきた課題等について意見交換をします。

(b) 担い手の育成・活動の促進

市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市民後見人の育成については、中核機関と地域連携ネットワークが連携し、平成３２（２０２０）年度に市民後見人養成講座を開催します。さらに、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う社会福祉協議会において後見人となるための実務経験を重ね、市民後見人の活用をすすめていきます。

若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図ります。

(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の 利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、中核機関と連携し成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

エ）後見人支援機能

中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者（例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市担当課など）がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況 を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援します。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行います。

地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに 本人の権利擁護につなげます。

オ）不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、不正の発生を未然に防ぐ効果もあります。このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点におい

て、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることにもなります。

また、これまでは、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がります。

⑤中核機関の設置・運営形態

ア）設置の区域

中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市の区域とします。 ただし、中核機関が担う機能によっては、併せて複数の市町にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制を検討します。

イ）設置の主体

設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市の有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性などから、市が設置します。

ウ）運営の主体

中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、市による直営及び市からの委託により行います。市が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO 法人、公益法人 等）を市が適切に選定します。また、市の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも検討します。

5．成年後見市長申立と利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

6．三豊市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について

（イメージ）

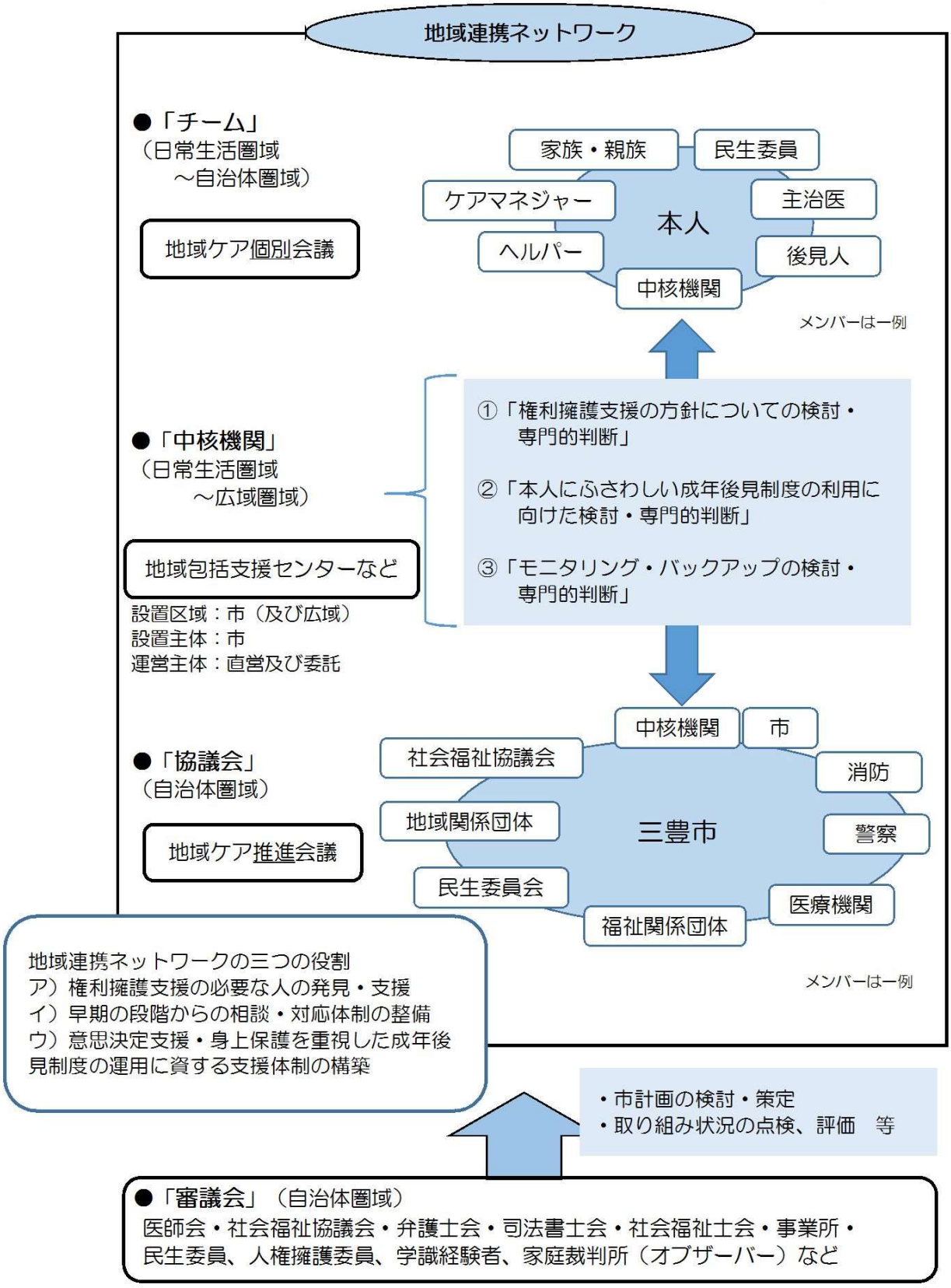

（参考）三豊市における中核機関の運営主体と機能等について

三豊市成年後見制度利用促進基本計画P１６～P２０

		中核機関		
		包括（直営）	社協（委託）	広域（委託）
機能	㋐広報	周知・啓発	周知・啓発	周知・啓発
	㋑相談	制度に関する相談 市長申立て チーム体制調整（地域ケア会議）	制度に関する相談	専門的な相談・支援
	㋒利用促進	受任者調整（マッチング） チーム体制調整（地域ケア会議）	親族後見人候補者の支援 市民後見人候補者等の支援 市民後見人の育成 日常生活自立支援事業等からの移行	受任者調整 市民後見人の養成
	㋓後見人支援	チーム体制調整（地域ケア会議） 受任者調整（マッチング・交代） 任意後見に関する相談	親族後見人や市民後見人の支援	受任者調整
効果	㋔不正防止	チーム体制調整（地域ケア会議）	親族後見人や市民後見人の支援	専門的な相談・支援

まとめ

	中核機関		
	包括（直営）	社協（委託）	広域（委託）
機能等	チーム体制調整（地域ケア会議） 市長申立て 受任者調整（マッチング） 任意後見に関する相談	親族後見人、市民後見人等に関する日常的な相談、支援 日常生活自立支援事業からの移行	受任者調整 市民後見人の養成 専門的な相談・支援
	（共通）周知・啓発、制度に関する相談、専門職との連携、家裁との連携		

資料編

【成年後見制度】

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利をまもる援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の２つがあります。

○任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下したのちに、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもとで本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

○法定後見制度

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の３つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

【法的後見制度の概要】

	後　見	保　佐	補　助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人・配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注１）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法１３条１項所定の行為（注２）（注３）（注４）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法１３条１項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 （注２）（注３）（注４）	同上 （注２）（注４）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為 （注１）	同左 （注１）
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど （注５）	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

（注１）　本人以外の者の申し立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意見・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注２）　民法１３条１項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注３）　家庭裁判所の審判により、民法１３条１項の所定の行為以外についても、同意見・取消権の範囲とすることができます。

（注４）　日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

（注５）　公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなりました。

【権利擁護センター】

高齢者や障害者、日常生活上の判断に不安のある方が地域で安心して生活できるよう、日常生活全般、財産の管理、消費・契約上の問題に関する相談にのったり、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を支援したり、見守りネットワークを運営したりする専門機関です。

「全社協・権利擁護体制調査研究事業」より

【市民後見人】

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者です。

日本成年後見学会作成「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」平成 18 年度報告書より

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

【認知症初期集中支援チーム】

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね６ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行います。

【認知症疾患医療センター】

認知症の速やかな鑑別診断や、行動・心理症状（BPSDF）と身体合併症に対する急性医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等の役割を担います。

【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し利用の支援を行います。

【地域ケア会議】

地域ケア会議は介護保険法第１１５条の４８で定義されており、地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議」のことです。地域ケア会議は開催の目的・方法によって、「地域ケア個別会議（個別事例の課題検討）」と「地域ケア推進会議（地域に必要な取組を明らかにして施策を立案・提言）」の２つに分かれます。地域ケア会議には、①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり資源開発、⑤政策の形成という５つの機能があります。

【地域包括支援センター】

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保険利用の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置されました。市町村は責任主体となります。職員として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を配置しています。

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、住民、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉施設や関係団体など社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと福祉のまちづくりを目指したさまざまな活動を行っている民間団体です。

出典：厚生労働省ホームページ
法務局ホームページ
全国社会福祉協議会ホームページ
成年後見制度利用促進に関する法律
成年後見制度利用促進基本計画
三豊市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画

○成年後見制度の利用の促進に関する法律

（平成二十八年四月十五日）
（法律第二十九号）
第百九十回通常国会
第三次安倍内閣
改正　平成二八年四月一五日法律第二九号

成年後見制度の利用の促進に関する法律をここに公布する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　基本方針（第十一条）
第三章　成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
第四章　成年後見制度利用促進会議（第十三条）
第五章　地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（平二八法二九・一部改正）

（定義）

第二条　この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一　成年後見人及び成年後見監督人
二　保佐人及び保佐監督人
三　補助人及び補助監督人
四　任意後見人及び任意後見監督人

２　この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一　成年被後見人
二　被保佐人

三　被補助人

四　任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第百五十号)第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3　この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4　この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条　成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2　成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3　成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条　国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条　成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条　国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条　国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

２　地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（法制上の措置等）

第九条　政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第十条　政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章　基本方針

第十一条　成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一　成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二　成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三　成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずるこ

と。

四　成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五　成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六　成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七　成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八　地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九　前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十　成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一　家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章　成年後見制度利用促進基本計画

第十二条　政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

２　成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　成年後見制度の利用の促進に関する目標

二　成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的

かつ計画的に推進するために必要な事項

3　法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4　法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

（平二八法二九・一部改正）

第四章　成年後見制度利用促進会議

第十三条　政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2　関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3　成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

（平二八法二九・全改）

第五章　地方公共団体の講ずる措置

（平二八法二九・旧第六章繰上）

（市町村の講ずる措置）

第十四条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（平二八法二九・旧第二十三条繰上）

（都道府県の講ずる措置）

第十五条　都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（平二八法二九・旧第二十四条繰上）

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二八年政令第二一四号で、本文に係る部分は、平成二八年五月一三日から施行）

（平成三〇年政令第七四号で、ただし書に係る部分は、平成三〇年四月一日から施行）

（検討）

第二条　認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

○三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例

平成30年10月5日
条例第25号

（設置）

第1条　成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）第14条第2項の規定に基づき、三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、三豊市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

(1)　成年後見制度の利用の促進に関すること。

(2)　法第14条第1項に規定する三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。

（組織）

第3条　審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　医療・福祉関係者

(2)　司法関係者

(3)　識見を有する者

(4)　関係行政機関の職員

(5)　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3　委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再委嘱されることができる。

（会長及び副会長）

第4条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意

見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条　審議会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。

(庶務)

第8条　審議会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(最初の審議会の招集)

2　審議会については、会長が選任されるまでの間は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3　三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

三豊市成年後見制度利用促進審議会　委員

番号	団体・所属等	役職名	氏　名	備考
1	三豊・観音寺市医師会	理事	大塚　智丈	
2	香川県弁護士会	弁護士	秋月　智美	副会長
3	香川県司法書士会	司法書士	原田　祥一郎	
4	香川県社会福祉士会	社会福祉士	時岡　信一	
5	三豊市介護サービス事業者協議会（高齢者分野関係者）	会長	仁井　昌彦	
6	三豊市介護サービス事業者協議会（高齢者分野関係者）	理事	筒井　達也	
7	相談支援事業所高瀬荘（障害者分野関係者）	施設長	山本　麻紀子	
8	三豊市民生委員児童委員協議会連合会	会長	前田　昭文	
9	観音寺人権擁護委員協議会	副会長	重信　厚	
10	四国学院大学（学識経験者）	教授	西谷　清美	会長
11	三豊市社会福祉協議会	事務局長	藤川　豊明	
12	三豊市社会福祉協議会	法人成年後見等事業担当	亀山　明香	
13	高松家庭裁判所観音寺支部（オブザーバー）	主任書記官	山田　憲治	

（順不同、敬称略）

成年後見関係事件の概況

―平成２９年１月～１２月―

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は，平成２９年１月から１２月までの１年間における，全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について，その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は，いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり，今後の集計整理により，異同訂正が生じることがある。また，各項目別割合は，原則として，小数点以下第二位を四捨五入したものであり，比率の合計が１００とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

なお，前年以前の数値について，所要の訂正を行うことがあるため，過去の概況にいて掲載した数値と一致しない場合がある。

平成３０年３月

○　以下について訂正を行った（平成３０年６月２２日）。

・１１頁（注３）に記載の「その他親族」の定義

目　　次

１　申立件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（資料１）過去5年における申立件数の推移
２　終局区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
（資料２）終局区分別件数
３　審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
（資料３）審理期間別の割合
４　申立人と本人との関係について・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
（資料４）申立人と本人との関係別件数
（資料５）申立人と本人との関係別件数（家庭裁判所管内別）
５　本人の男女別・年齢別割合について・・・・・・・・・・・・・・・４６
（資料６）本人の男女別・年齢別割合
（参考資料）開始原因別割合
６　申立ての動機について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
（資料７）主な申立ての動機別件数
７　鑑定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
（資料８）鑑定期間別割合
（資料９）鑑定費用別割合
８　成年後見人等と本人との関係について・・・・・・・・・・・・・・５０
（資料１０）成年後見人等と本人との関係別件数
９　成年後見制度の利用者数について・・・・・・・・・・・・・・・・５２
（資料１１）成年後見制度の利用者数の推移

１　申立件数について（資料１）

○　成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で３５，７３７件（前年は３４，２４９件）であり，対前年比約４．３％の増加となっている。

○　後見開始の審判の申立件数は２７，７９８件（前年は２６，８３６件）であり，対前年比約３．６％の増加となっている。

○　保佐開始の審判の申立件数は　５，７５８件（前年は５，３２５件）であり，対前年比約８．１％の増加となっている。

○　補助開始の審判の申立件数は　１，３７７件（前年は１，２９７件）であり，対前年比約６．２％の増加となっている。

○　任意後見監督人選任の審判の申立件数は８０４件（前年は７９１件）であり，対前年比約１．６％の増加となっている。

（資料１）　過去５年における申立件数の推移

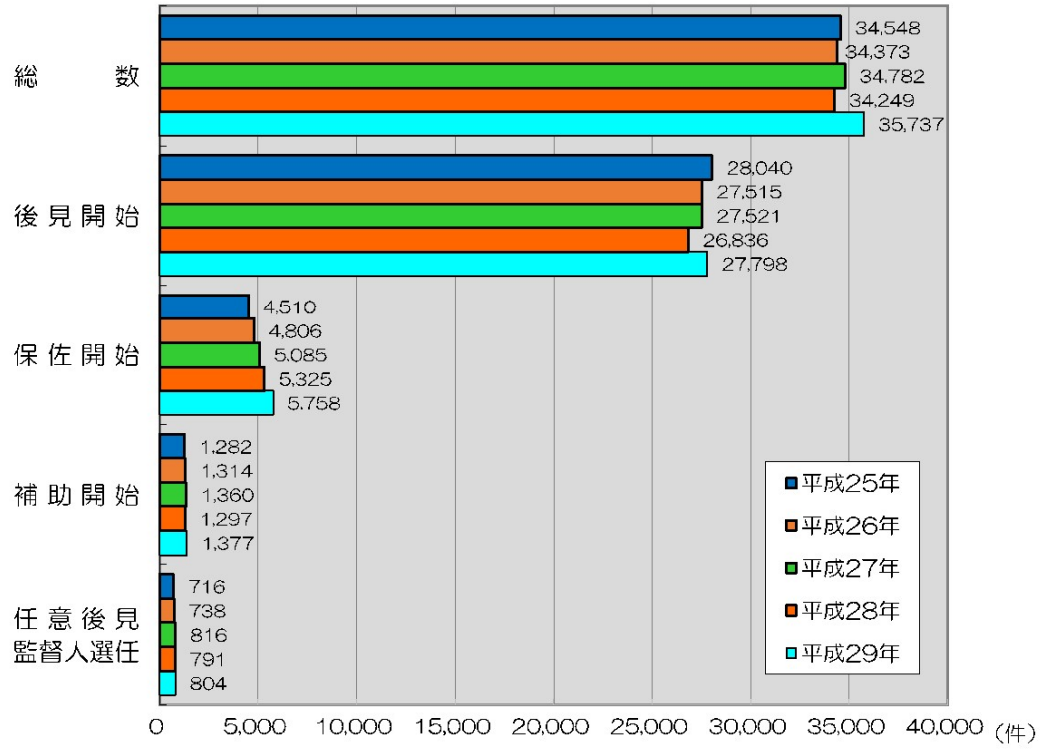

（注）　各年の件数は，それぞれ当該年の１月から１２月までに申立てのあった件数である。

２　終局区分について（資料２）

○　成年後見関係事件の終局事件合計３５，４１７件のうち，認容で終局したものは約９５．３％（前年は約９５．５％）である。

（資料２）　終局区分別件数

	既済総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
全国	35,417	26,411	81	1,068	5,400	23	269	1,294	11	76	652	20	112

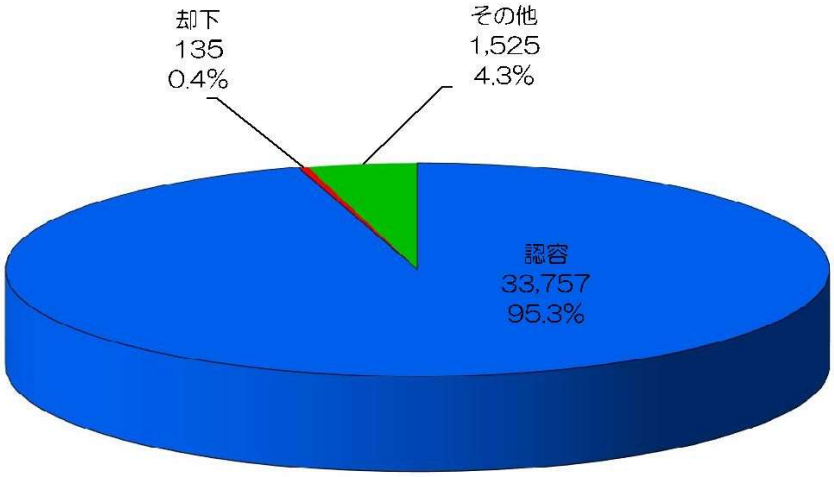

（注１）　平成２９年１月から１２月までに終局した件数である。

（注２）　その他には，取下げ，本人死亡等による当然終了，移送などを含む。

３　審理期間について（資料３）

○　成年後見関係事件の終局事件合計３５，４１７件のうち，２か月以内に終局したものが全体の約７８．９％（前年は約７７．４％），４か月以内に終局したものが全体の約９５．２％（前年は約９４．７％）である。

（資料３）　審理期間別の割合

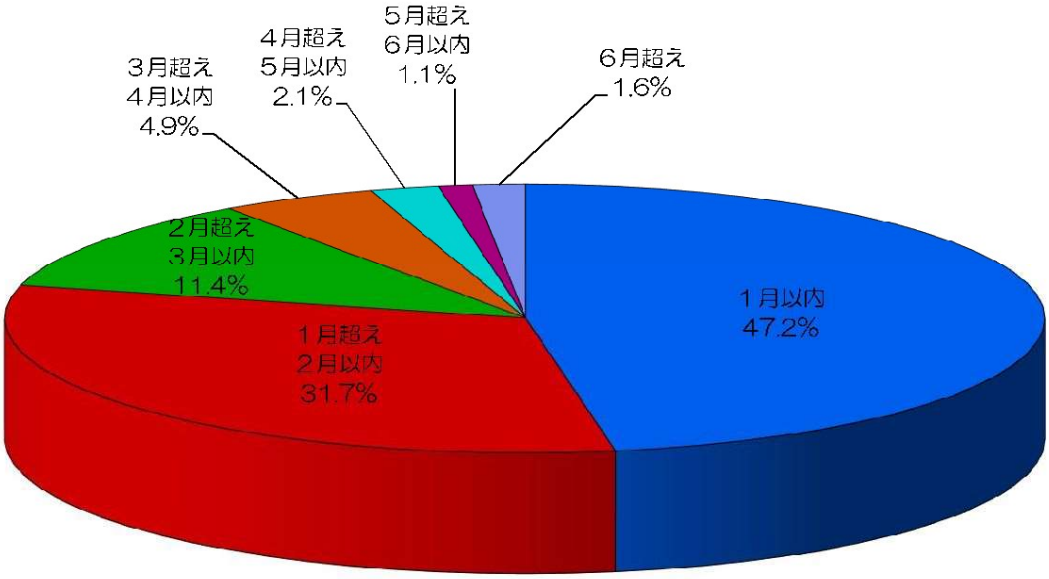

４　申立人と本人との関係について（資料４，５）

○　申立人については，本人の子が最も多く全体の約２７．２％を占め，次いで市区町村長（約１９．８％），本人（約１４．２％）の順となっている。

○　市区町村長が申し立てたものは７，０３７件で，前年の６，４６９件（前年全体の約１８．８％）に比べ，対前年比約８．８％の増加となっている。

（資料４）　申立人と本人との関係別件数

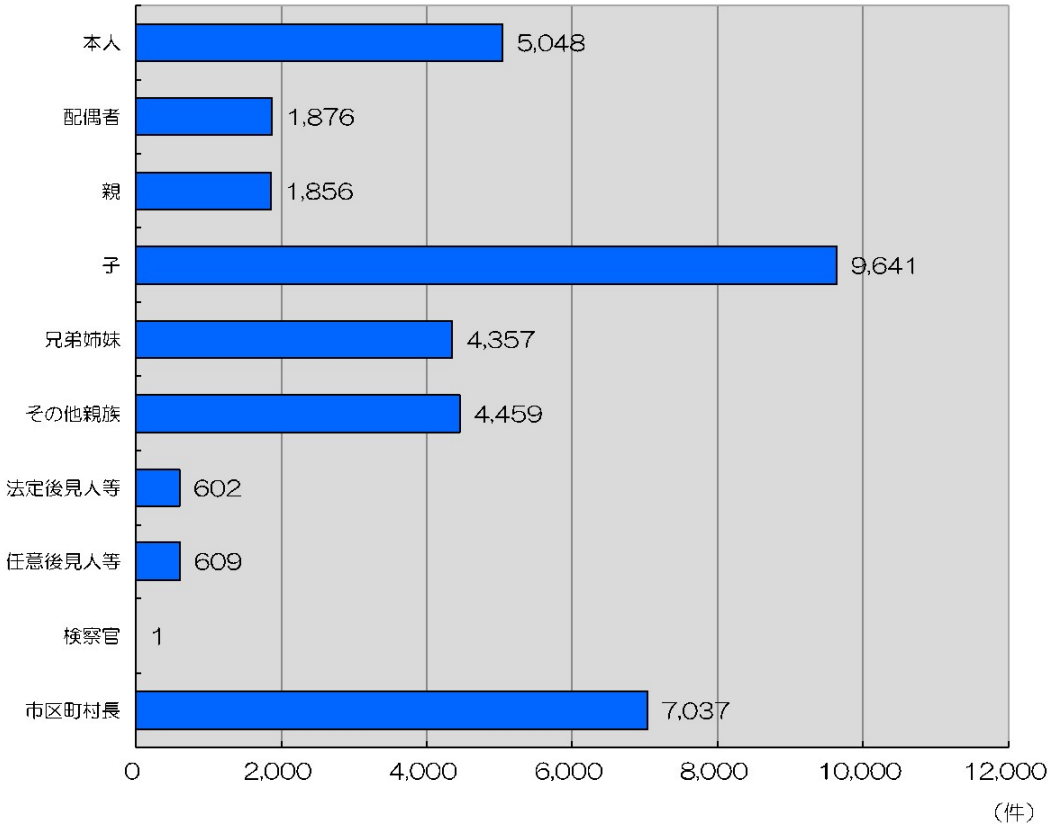

（注１）　後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注２）　申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（３５，４８６件）を母数としている。

（注３）　その他親族とは，配偶者，親，子及び兄弟姉妹を除く，四親等内の親族をいう。

（資料５）　申立人と本人との関係別件数（家庭裁判所管内別）

管　内	総　数	うち市区町村長申立て
東　京	5,128	1,142
横　浜	2,595	579
さいたま	1,587	376
千　葉	1,704	365
水　戸	459	77
宇都宮	288	45
前　橋	433	53
静　岡	1,148	133
甲　府	212	53
長　野	481	94
新　潟	780	111
大　阪	2,832	543
京　都	1,092	165
神　戸	1,759	263
奈　良	388	47
大　津	492	70
和歌山	257	44
名古屋	1,435	252
津	413	79
岐　阜	369	52
福　井	220	41
金　沢	398	75
富　山	366	49

管　内	総　数	うち市区町村長申立て
広　島	769	171
山　口	403	96
岡　山	876	278
鳥　取	243	58
松　江	231	65
福　岡	1,375	163
佐　賀	239	52
長　崎	320	35
大　分	247	35
熊　本	570	141
鹿児島	359	53
宮　崎	375	118
那　覇	382	78
仙　台	394	81
福　島	410	155
山　形	232	85
盛　岡	281	44
秋　田	163	23
青　森	323	119
札　幌	755	112
函　館	110	4
旭　川	212	34
釧　路	264	71
高　松	308	78
徳　島	237	68
高　知	238	43
松　山	334	69
総　数	35,486	7,037

（注１）　後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注２）　申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり，１件の終局事件について複数の申立人がある場合に，複数の「関係別」に該当することがあるため，総数は，終局事件総数（３５，４１７件）とは一致しない。

（注３）　市区町村別の申立件数については把握していない。

５　本人の男女別・年齢別割合について（資料６）

○　本人の男女別割合は，男性が約４１．４%，女性が約５８．６%である。
○　男性では，８０歳以上が最も多く全体の約３４．６%を占め，次いで７０歳代の約２４．４%となっている。
○　女性では，８０歳以上が最も多く全体の約６３．９%を占め，次いで７０歳代の約１７．５%となっている。
○　本人が６５歳以上の者は，男性では男性全体の約70．0%を，女性では女性全体の約８６．３%を占めている。

（資料６）　本人の男女別・年齢別割合

（男性）

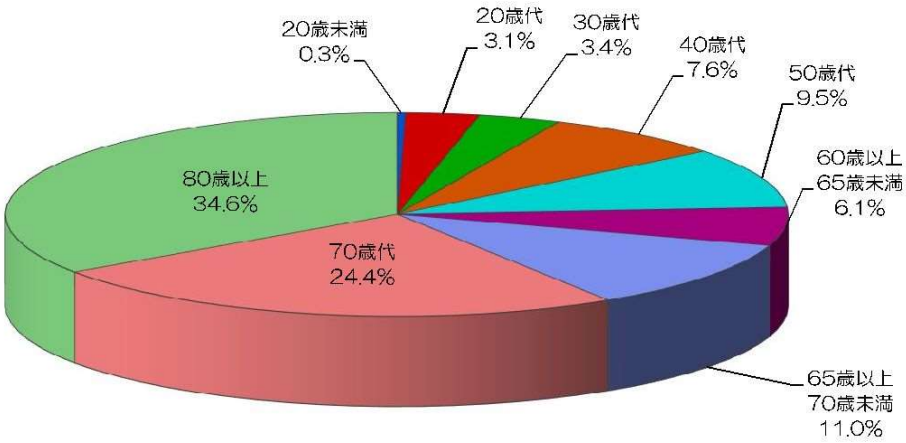

（女性）

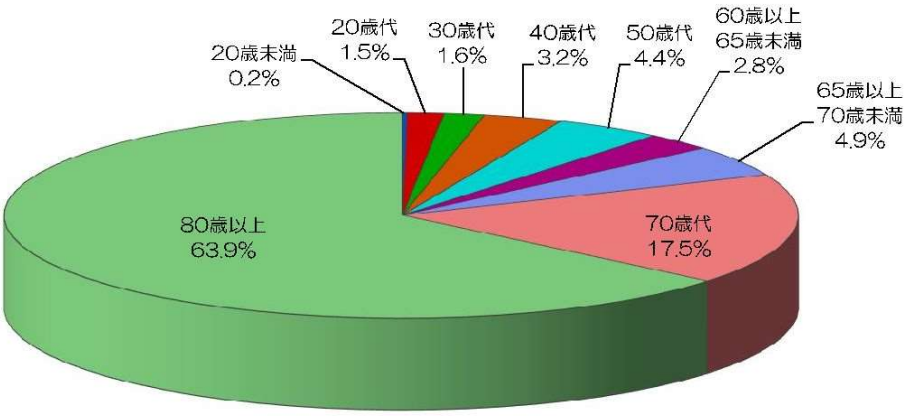

（注）　後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

（参考資料）　開始原因別割合

○　開始原因としては，認知症が最も多く全体の約６３．３％を占め，次いで知的障害が約１０．２％，統合失調症が約８．６％の順となっている。

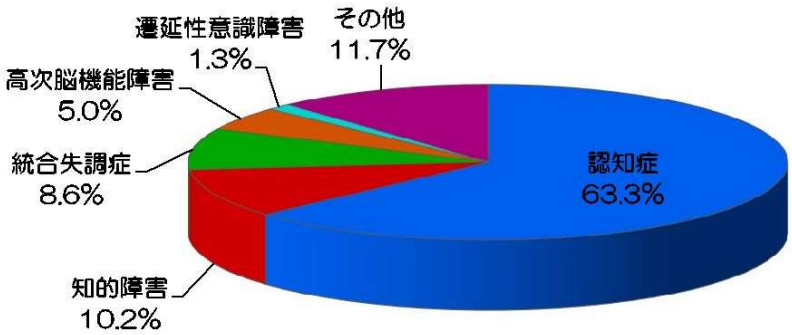

（注１）　後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
（注２）　各開始原因は，各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
（注３）　開始原因「その他」には，発達障害，うつ病，双極性障害，アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
（注４）　開始原因については平成２９年から調査を開始している。

６　申立ての動機について（資料７）

○　主な申立ての動機としては，預貯金等の管理・解約が最も多く，次いで，身上監護となっている。

（資料７）　主な申立ての動機別件数

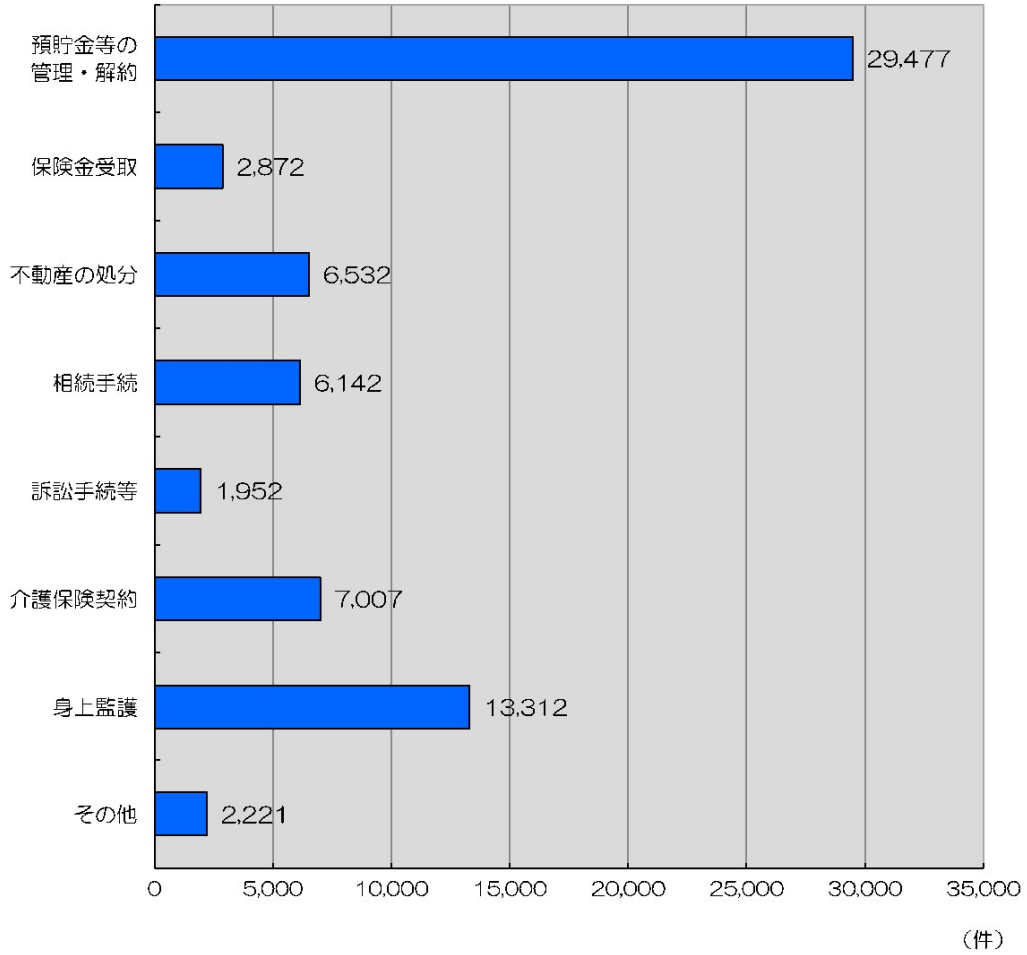

（注１）　後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注２）　１件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため，総数は，終局事件総数（３５，４１７件）とは一致しない。

７　鑑定について（資料８，９）

○　成年後見関係事件の終局事件のうち，鑑定を実施したものは，全体の約８．０％（前年は約９．２％）であった。

○　鑑定の期間については，１か月以内のものが最も多く全体の約５７．９％（前年は約５５．０％）を占めている。

○　鑑定の費用については，５万円以下のものが全体の約５７．８％（前年は約６１．９％）を占めており，全体の約９７．５％の事件において鑑定費用が１０万円以下であった（前年は約９７．８％であった。）。

（資料８）　鑑定期間別割合

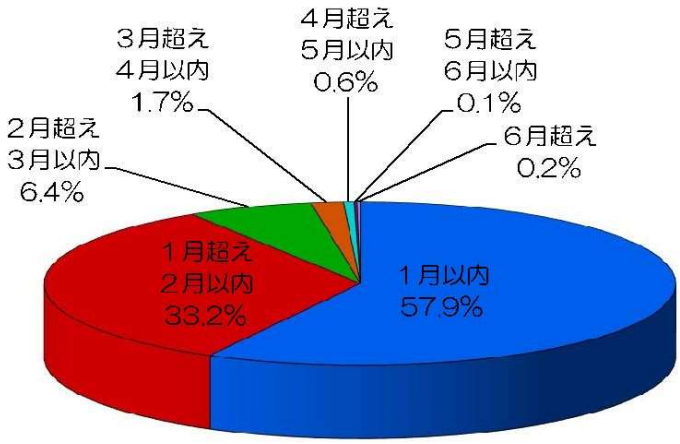

（資料９）　鑑定費用別割合

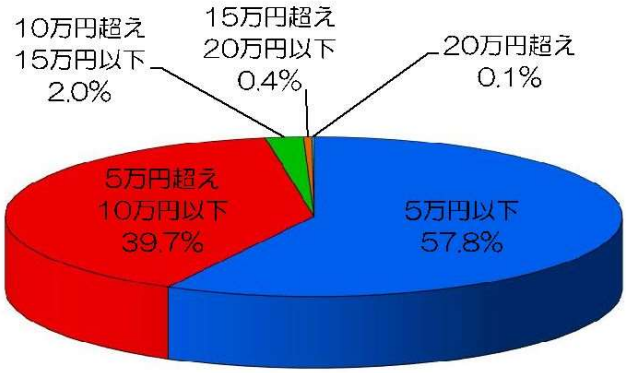

８　成年後見人等と本人との関係について（資料１０）

○　成年後見人等（成年後見人，保佐人及び補助人）と本人との関係をみると，配偶者，親，子，兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約２６．２％（前年は約２８．１％）となっている。

○　親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは，全体の約７３．８％（前年は約７１．９％）であり，親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。その内訳は，弁護士が７，９６７件（前年は８，０５０件）で対前年比約１．０％の減少，司法書士が９，９８２件（前年は９，４１５件）で対前年比約６．０％の増加，社会福祉士が４，４１２件（前年は３，９９５件）で対前年比約１０．４％の増加，市民後見人が２８９件（前年は２６４件）で対前年比約９．５％の増加となっている。

（資料１０）　成年後見人等と本人との関係別件数

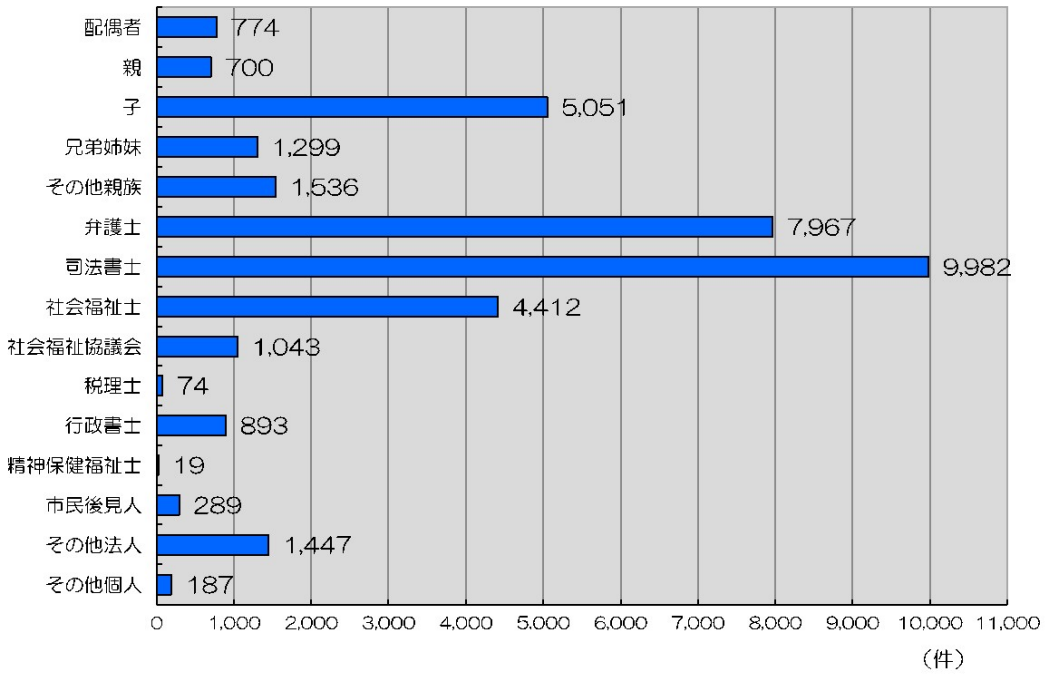

（注１）　後見開始，保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

（注２）　成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（３５，６７３件）を母数としており，１件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に，複数の「関係別」に該当することがあるため，総数は，認容で終局した事件総数（３３，１０５件）とは一致しない。

（注３）　その他親族とは，配偶者，親，子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

（注４）　弁護士，司法書士，税理士及び行政書士の数値は，各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は，弁護士法人２６５件，司法書士法人３２９件，税理士法人０件，行政書士法人１１件であった。）。

（注５）　市民後見人とは，弁護士，司法書士，社会福祉士，税理士，行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち，本人と親族関係（６親等内の血族，配偶者，３親等内の姻族）及び交友関係がなく，社会貢献のため，地方自治体等（※１）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上，他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※２，３）。

※１　地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会，ＮＰＯ法人，大学等の団体を含む。

※２　市民後見人については平成２３年から調査を開始しているが，同年及び平成２４年の市民後見人の数値は，各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※３　当局実情調査における集計の便宜上の定義であり，市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

９　成年後見制度の利用者数について（資料１１）

○　平成２９年１２月末日時点における，成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で２１０，２９０人（前年は２０３，５５１人）であり，対前年比約３．３％の増加となっている。

○　成年後見の利用者数は１６５，２１１人（前年は１６１，３０７人）であり，対前年比約２．４％の増加となっている。

○　保佐の利用者数は３２，９７０人（前年は３０，５４９人）であり，対前年比約７．９％の増加となっている。

○　補助の利用者数は９，５９３人（前年は９，２３４人）であり，対前年比約３．９％の増加となっている。

○　任意後見の利用者数は２，５１６人（前年は２，４６１人）であり，対前年比約２．２％の増加となっている。

（資料１１）　成年後見制度の利用者数の推移

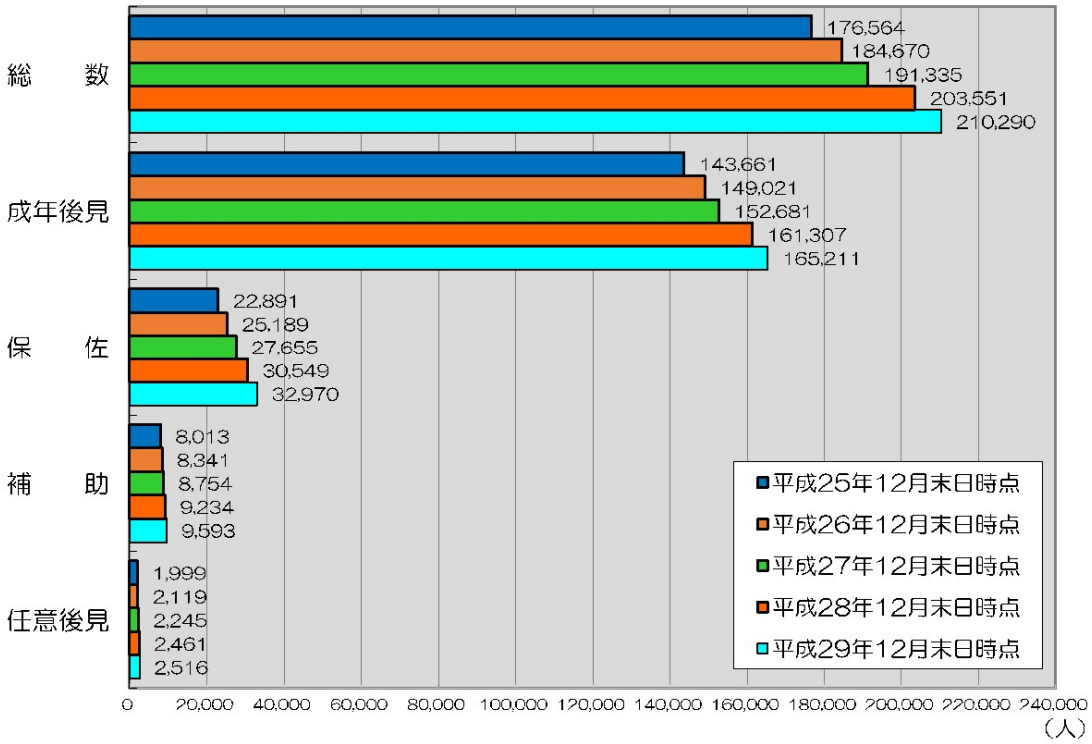

（注）　成年後見制度の利用者とは，後見開始，保佐開始又は補助開始の審判がされ，現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人，被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ，現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

三豊市見守り SOS
ネットワークキャラクター
みまもるんぼ

三豊市成年後見制度利用促進基本計画

平成３１年３月
発行　三豊市
編集　健康福祉部介護保険課

〒767-8585
香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
電　話　0875-73-3017
ＦＡＸ　0875-73-3023
E-mail　kaigohoken@city.mitoyo.lg.jp